

第4回議会改革特別委員会会議録

1. 日 時 令和7年2月3日(月) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 1. 委員長挨拶
2. 上牧町議会業務継続計画(BCP)案について
3. その他
1. 出席委員 委 員 長 遠山健太郎 副委員長 氏原 賢一
委 員 服部 公英 竹中 亮造 竹之内 剛
石丸 典子 康村 昌史
議 長 牧浦 秀俊
1. 欠席委員 委 員 木内 利雄
1. 事務局 局 長 金崎 恭彦 書 記 森本香寿美
書 記 横田 大樹 書 記 林 大貴

開会 午前10時00分

○遠山委員長 皆さん、おはようございます。第4回議会改革特別委員会となります。早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。議題のこともありますので、早速始めさせていただきますと思います。

なお、冒頭に際しまして、木内委員より牧浦議長宛てに欠席届が提出をされていまして、それを受理されていますので、ご報告だけさせていただきます。

ということで、早速第4回の議会改革特別委員会を始めたいと思いますが、皆さん、第3回が昨年11月1日というところで3か月たっていますので、少し第3回の振り返りを確認させてもらいたいと思います。

第3回で主に議題とさせていただきましたのが、議員研修費のことについてでした。もう議事録がホームページ上に、早いですね事務局、ありがとうございます。公開をされていて、14ページにわたる議事録があるんですが、そこにも記載されていますとおり、議員研修費につきまして様々な議論を頂きました。名前を変えるべき、変えないべき、使途を増やすべき、いや、そのままにすべき、様々な議論がありましたけれども、帰結としましては、まず第一に執行率を上げるべきであるという形で、まず執行率を上げる取組をしようかということになりまして、その一環として要綱を改正しなければいけないというところで、上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱というものを今後改正していくに当たって、事務局からその案を出していただけるのではないかと思うので、そのあたりについて事務局から説明をお願いできますでしょうか。

議会事務局長。

○金崎議会事務局長 タブレットのLINE WORKSの97、議員・事務局専用のメニューのところに、下から3つ目、02. 改正箇所、上牧町行政視察実施の要綱の改正案について、こちらのほうに改正案の案を提示させていただいております。示させていただいている状態です。

○遠山委員長 皆さん、分かりましたか。傍聴している皆さんは分からないと思うので、議員の皆さんに言いますと、タブレットの97、議員・事務局専用というところを開いていただくと、下から2つ目に02. 改正箇所可視化、上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱ということで、昨年の12月26日付で議会のほうで出しているやつがあります。傍聴していただいている方、ユーチューブで見ている方は分からないと思うので、可視化で何が変わっているかという、第9条が追加になっています。第9条のところに報告書の公

表と記載して、議長は第7条に規定する研修、今回議員で皆さんが定めている研修及び行政視察報告書をホームページ上で公表することができる、こういうふうな記載になっています。

これは事務局のほうから昨年の末にありまして、事務局に確認ですけど、この要綱というのは、これが今案でありまして、どういった形で改正をしていく流れになるんでしょうか。

議会事務局長。

○**金崎議会事務局長** この案につきましては、議会運営委員会に諮りまして、その後、全員協議会でご承認いただいて、運用を行っていきたいと思っております。

○**遠山委員長** ありがとうございます。ということで、ここは私も申し訳なかったんですが、12月の末にこの案が出たので、本来でしたら、前回、議会運営委員会がありましたので、そこでもんでいただければすぐ改正できたんですが、それはかなわなかったので、今、事務局から報告があったとおり、この要綱につきましては、議会運営委員会で諮った上で、全員協議会で決定をするというような流れになりますので、今日、オブザーバーで牧浦議長に出席していただいていますので、3月の議運にするのか、それともこれは早めに公表したほうがいいのかということは議長の判断をしていただいて、議会運営委員会で諮ってこの要綱を改正していくというような流れでお願いしたいと思いますが、牧浦議長、よろしいですか。

牧浦議長。

○**牧浦議長** 分かりました。極力早くさせていただきます。

○**遠山委員長** 議会運営委員会、木内委員長ともご相談の上、手続のほうをお願いしたいと思います。

第3回のときには、この研修費についてはこういう帰結になっています。金額については上げる方向で考えていくけれども、それについてはまず執行状況をしっかり、私たちのほうで不断の努力をしながら議員研修を実施していくということで、今回、議会運営委員会の意見としていくという話になったと思いますので、まずはここをクリアした上で、次の段階で、この名前であるとか使い方というのを議論できればということで、この議会改革特別委員会での議員研修費の議論にしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

ということで、第3回、そういうような議論の中で、次のこの議会改革特別委員会で主に議論をしたいということが、上牧町議会業務継続計画、議会BCPの策定ということに際しまして、第3回の議会改革特別委員会では、私のほうから3名の方を指名させていただいて、大変お手間をかけますけども、計画案を策定していただいて、それをもむというような形になりました。なので、3か月間時間を要したんですが、氏原副委員長、竹之内委員、そして

竹中委員におかれましては、本当にお手間をかけまして、ありがとうございます。この場をお借りして、お礼を申し上げます。

お手元に上牧町議会業務継続計画案、議会BCPがございますので、こちらのほうを代表して、氏原副委員長になりますか、ご説明をお願いしたいと思います。

○氏原副委員長 皆様、おはようございます。またYouTubeご視聴の方、おはようございます。議会改革特別委員会副委員長の氏原賢一でございます。私のほうから、上牧町議会業務継続計画、議会BCPについて説明させていただきます。

基本なんですけども、基本は上牧町地域防災計画、285ページございます。これに合わせてつくった場合、ざっと議会BCPも50ページぐらいになってしまったんですけども、人間の認識として285ページしかり50ページしかり、読むという機能が失われる可能性がありますので、概略的な形で、文字として3ページ、そして視覚、目に見えて分かるようなフロー図として2ページ分の合計5ページとして作成した次第です。

まず、見てもらったら分かるように、これぐらいのページであれば、皆さん読む気も起きると思いますので、そしてまた今後なんですけども、同じようにもっと具体的にということであれば、またそのようなご意見も聞きたいと思っておりますので、また、今日は忌憚ないご意見をお願いいたします。ページもありますので、これぐらいでしたら読み上げていきたいと思っておりますので、皆さんの共有を図りたいと思っております。

まず、1つ目の目的として、災害時における議会の組織体制と、そして議員の行動基準を定めて、迅速に効果的な活動を行うことを目的とします。そして議会の職員、議会、そして議員の行動指針として1つ目、議会の役割を5点設けております。2つ目として、議員の役割として議会機能を維持する根幹的な役割を基本として、それに加えて地域の活動に従事する役割も担うとしております。そして当然、災害時の上牧町との関係として、上牧町執行機関は災害対応の主体となります。

議会は、災害対応に専念する執行機関へ配慮しつつ、正確な情報を迅速に収集し、内容の精査、強化を行ってまいりたい。2つ目、議会の自らの役割である監視、牽制機能と審議、議決機能を適正に実行していくと。4つ目として議会BCPの発動基準になります。これは上牧町地域防災計画285ページ中の134ページに記載しておりますので、また皆さん目を通しておいてください。

まず、災害1つ目、地震。町内に地震による被害が生じた場合。そして、2つ目として、町内に震度5弱以上が発生した場合。風水害として、極地的な災害が発生した場合、河川の

氾濫、土砂崩れなどです。そして、広範囲にわたる災害が予想、または事態が切迫した場合。

3つ目、重大な事故が発生した場合。その他として、災害により町災害対策本部が設置された場合に発動をと頭に入れておいてください。上牧町については、津波は発生しないという前提で、津波は入れておりません。

次、2ページのほうを見ていただいて、安否確認体制として、議会と議会事務局の双方において構築してまいります。災害時の通信障害に対応するため、あらゆる通信機器を活用できる体制を整備する。この間、東日本大震災では旧ツイッター、今のX、これについてはあらゆる通信の網羅を通していったと。電話回線については当然単身ですので、それが切れれば駄目だと。ただ、インターネットについては、あらゆるところの通信を通してドイツまで行ったりイタリアまで行ったり、そこで見た方が日本政府のほうに連絡をして、人命救助に当たったという例がございます。

6つ目、議会の体制として、1つ目、議会災害対策会議を設置します。議会災害対策会議の設置基準としては、上牧町が町災害対策本部を設置した後、速やかに上牧町議会災害対策会議、以下、対策会議といいます、を設置します。対策会議の構成としましては、構成員としてまず議長、副議長、そして議会運営委員の方々。役職としましては、議長は対策会議長、副議長は副対策会議長、議会運営委員の方は対策会議員としている。

主な任務としましては、対策会議長は対策会議を設置し、会議の事務を統括していただきます。副対策会議長は対策会議長を補佐し、会議長が欠けた場合には、その職務を代理します。対策会議員は対策会議長の指示の下、次の任務を行います。1つ目、対策会議の運営に関すること。2つ目、議員安否に関すること。3つ目、議員参集に関すること。4つ目、本会議、委員会の開催に関すること。5つ目、災害情報収集に関すること。6つ目、町災害対策本部との連携に関すること。最後、その他災害対応に必要と考えることです。

対策会議の開催につきましては、町が災害対策本部を開催したとき、または災害の応急対策がおおむね完了したと判断されたときとします。対策会議の検証としましては、会議長は解散後速やかに災害対策会議の検証を行うものとします。

議員の基本行動としましては、災害において、自身と家族の安全がまず確保された段階で次の活動をお願いします。議員とその家族の安否情報及び所在地の報告、通信可能な連絡方法の報告、対策会議からの参集指示に対応できるよう連絡体制を常時確保する。災害時の所在地が町外の場合、出張なり旅行なりの場合、地震と家族の安全の確保、周囲の被災者への救助支援を優先事項として、安全を最優先に考え、必要な交通手段により速やかに上牧町内

に戻ってください。

対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として、町民の安全確保や応急対応など地域における活動に積極的に従事してください。地域活動を通じて執行機関が拾い切れない被災情報などの情報収集を行い、対策会議へ逐次報告を行ってください。対策会議の議員は、対策会議が設置された場合は上記にかかわらず対策会議の任務に当たってください。

執行機関の災害対策を阻害することがないように、直接の問合せや情報提供は厳に慎んでください。災害情報の錯綜による町民の混乱を防ぐため、議員が地域活動を通して収集した情報は、対策会議での報告のみとして、SNS等への情報提供は行わないでください。議会事務局の体制としましては、上牧町の災害対策本部で設置された場合には、議会事務局の職員は通常業務を優先して、速やかに災害対策の業務に当たってください。

来庁者の避難誘導、被災者の救出支援、事務局職員の安否確認、事務局の被災状況の確認と執務場所の確保、事務局の通信機器、パソコン等の情報端末機器の稼働確認、議員の安否確認、対策会議の設置準備。町災害対策本部との連携、連絡体制の確保。災害関係情報の収集、整備、議員への発信。議場、委員会室等の被災状況の確認と対策会議の場所の確保をお願いいたします。

そして、先ほど申し上げた分を行動時期に応じた活動内容として目で見えて分かるように3つ記載させていただきました。まず初動期、発生から3日間。そして中期、4日目から7日目まで。後期として8日から1か月として、それぞれ初動期、中期、後期として記載させていただきました。

参考としまして、上牧町には24の自治会がございます。それぞれの議員さんが自治会に関与している、そこに所属している分を参考にして掲載させていただきました。ただ、議員不在の自治会もいらっしゃるので、今後、この分について、それぞれ自分の住んでいる自治会、隣接する自治会に議員がいない場合、そこにも応援体制に入れるかどうかも今後、議論していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○**遠山委員長** 氏原副委員長、ありがとうございました。今、お手元にある資料について詳しく説明をしていただきました。

ユーチューブでご覧の方は、これはまだ案なので配信はされてませんが、とても簡潔にまとまっているので、今説明していただいた内容を少し振り返るのも楽かなと思うんですが、ポイントになるのは、まず上牧町には258ページにわたる地域防災計画というものがあ

て、これを今回それに反映する形で、例えば発動基準であるとか、あといつ対策会議をするかというのはそれに合わすという中で、細かく書いたら50ページぐらいにわたるけれども、より可視化を目指すというところで、この5ページにまとめていただいたという内容がありました。

この目的というのは、やはり迅速かつ効果的に行動を行うための目的というところの中で、議員の役割、議会の役割を明確にさせていただいているかなというふうに思っています。ポイントになってくるのが、2ページにあります6番の議会の体制です。速やかに議会災害対策会議を設置するというところが1つのポイントになっているかなと。その対策会議のメンバー構成をこの案では、議長、副議長、議会運営委員会の委員と定めっていると、これ、いろいろな議会で議会運営委員会にする場合もあるし、例えば総務とか、委員会の委員長、副委員長の場合もあるけれども、上牧町の場合は、議会運営委員会を通して対策会議を設置するというのが1つのポイントになるかなと思います。

最も大事なところは、3ページ目の(2)の議員の基本行動、とても細かく、分かりやすく書いていただいているんですが、特にその中での真ん中ら辺、対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として町民への安全確保や応急対応など地域における活動に積極的に従事。つまりは、対策会議の参集指示がない限りは、まずは地元の住民の安全確保などに積極的に従事をするというのが議員の基本的な役割だということがここですごい明確になっているかなと思います。

一方で、その下2つ、対策会議の議員は、対策会議が設置された場合は、上記にかかわらず対策会議の任務に当たる。すなわち、先ほど言いました議長、副議長、議運のメンバーについては、対策会議が開催されたら、地域活動よりもこちらの対策会議のほうに参集をするということがここに記載をされているかなと思います。

また、特にポイントになるのはその下、執行機関の災害対策を阻害することはないよう、直接の問合せや情報提供は厳に慎む。つまり、各議員がそれぞれ行政側に言うのではなくて、この対策会議を通じて情報を一元化することで、執行機関の有効な災害対策を阻害することがないように努めるというような内容だったかなというふうに思います。

最後に、我々12名の議員で24の自治会ということで、議員不在自治会があることについての取扱いについては、今後議論をしていくべきではないかという付言を頂いたかなというふうに思います。ありがとうございました。

この継続計画案もありまして、委員の皆様、率直なご意見とか、こうしたほうがいいので

はないか、これはどういうことかというご質問ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。策定いただいた竹中委員と竹之内委員、追加で補足することとかはありますか。

竹中委員。

○竹中委員 竹中です。

僕はもうこれぐらいで、文章にまとめる部分に関しましては従前に、発表する前に審議をしたといいますか、検討しましたので、文章に表す部分に関しましては、もうこれで十分かなというふうに僕自身は考えています。

以上です。

○遠山委員長 ほか、皆さんございませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○遠山委員長 なければ、委員長なんですけど、私のほうから先ほどまとめて申し上げましたけど、3ページの議員の基本行動のところ、対策会議から参集指示があるまでは、我々議員は地域の一員として町民への安全確保や応急対応など地域における活動に積極的に従事する。これは絶対的なことだと思っています。その下、2つ目、そこがポイントになるかと思っ
ていまして、対策会議の議員は、対策会議が設置された場合は上記にかかわらず対策会議の任務に当たる。

逆に言うと、対策会議が招集されたら、ここで言う議長、副議長、議運のメンバーは、地域活動を置いて対策会議に集まらなきゃいけないというところになっています。何が言いたいかといいますと、自治会の役員、皆さん人手不足ということもあったり、あと消防団の活動とかもあると思うんです。でも、やはり議運のメンバー、正副議長については、その自治会の役員、消防団の活動よりもこちらにしなければならないという行動指針になっていると思うんですが、このあたりについて皆さんどう思われますか。これでよろしいですか。

竹之内委員。

○竹之内委員 竹之内です。

この策定に当たりまして、前もって見させていただきました。今、委員長のほうからもありましたので、自分自身もこのところで皆さんの意見が出るだろうから、それをお聞きしながらと思ったんですけども、今おっしゃっていただいたように、この委員においては、設置された場合は上記にかかわらず対策委員会に議長、副議長、そして議運の委員は集まらなければならない。

1月19日に実は3丁目外国人の方の避難訓練を行ったときに、こういう話も一番最初に

出てきました。我々、議員でありながら自治会の会長、副会長を務めていて、年配の高齢者の方がいる場合、それを置いておいて行けるのかどうか。どうしようというところで話が止まって、次回に話し合おうということになったんですが、もちろん皆さんもそういう意見が出てくるのかなと思いつながら、こういう決定したら、自分自身でしたら、もし災害が起こった場合、自治会の方の安否確認をしている間にこれが設置されたら行かなければいけません、行きますという形になると思うんですけども、その辺、どのようにしたらいいのか、迷うところではあるんですが、意見として委員長出していただいたので、少しもんでいただければと思うんです。

○遠山委員長 今、竹之内委員からお話がありましたのは、これについてはもっともんでほしいという意見があったと思います。

もむというのに対しまして、これは参考までに、私は結論はこれ、賛成なんです。ただ、一方でほかの小さい自治会とかでたまにあるのは、正副議長はしなきゃいけないけども、議運のメンバーまではそこを求めないという場合もある。対策会議の委員長、副委員長は詰めないといけない。すなわち、議長、副議長については地域の活動よりも議会を重視しなければいけないという行動指針。これは政治倫理条例で定めたりするんですけど、今回のこの場合は、議運のメンバー、対策会議というのは、数少ない6名か7名くらいのメンバーだと思うので、なのでそこにしてもまずは議会の役割としなきゃいけないという案なんで、それについてどう思われるかということだと思うんですけど、皆さんどうでしょうか。

では、オブザーバーで参加していただいている牧浦議長、お願いします。

○牧浦議長 まさに僕の聞きたかったところはそこです。多分もう例を挙げてもらった服部委員も自治会の役員をやっておられます。これ、北上牧の状況を鑑みると、なかなか本部へ上がって何かをしてもらうということは可能なんかどうか。まず聞いてもらって、それでその対策をできたらいいなと思ってるんですけども、またあと、安中議員もそうやと思うんですけども、氏原副委員長もそういう立場にあるとは思うねけども、こういう人たちが身近で感じているところを今、発表してもらったらどうかと思うんですけども、お願いいたします。

○遠山委員長 今、オブザーバーの牧浦議長から提案があったんですけども、服部委員、もしよければ。

服部委員。

○服部委員 この素案を見せてもらって、大変よくできていると思います。まず、ここの先ほどの委員長が言ってはった、対策会議から招集があるまで地域の一人として町民の安全確認、

救急対応、地域における活動に積極的に従事するという、この部分は書いていただいているので、私はこれに従ってまず行動して、地域における人命救助並びに離れられない状況があればそっちを優先させていきたい。この要綱があっても、そういうような感じで受け取っています。今、災害が起きた初日から3日間というような感じで書いてありますので、いつの時点で対策会議が立ち上がるのか分かりませんが、それまでの間に起きた事象によって、どちらを優先するかというのはそのときの状況を見て判断していきたいと思っております。

○**遠山委員長** 今、お話がありました。災害というのは大変難しくて、その状況に応じてTPOがあるかなというふうに思うんですが、ただ一方で、計画をつくって、いざというときに誰も集まらなくなってしまうたらそれはいけないというところで、最低限のルール決めというのは必要なかなというところで、例えばですけども、最低でも会議長は、仮に、例えば地域で自治会の会長さんとか消防団していたとしても、対策会議長が来ないと招集すらできないので、そこは少なくともTPOではなくてここに集まらなきゃいけない。私はそう個人的には思っていたりするんですけど、そういう形で、今のこの計画ですと、TPOで活動されたら困るというのがこの計画になってしまっているんですよ。対策会議のメンバーは、招集されたらそれを置いてこななければいけないという計画なので、いやいや、こっちに従事したから私は行きませんでしたということになると、すばらしい行動をしても計画に反した行動をしている議員になってしまうので、でしたらこの計画は見直すべきだと思うしということに対して皆さんのご意見を聞きたいと思って、いかがでしょう。

牧浦議長。

○**牧浦議長** まさにそのとおりなんです。一番懸念しているのがそこで、自治会に、恐らくこれ、康村委員も次になるとかなれへんとか言っておられたと思うので、なかなか自治会のトップの人ってなかなか動きにくい。ところが、遠山委員長言われるように、それをしてしまうと、議会のBCP自体が統一取れない。極端に言うたら、議長1人で、何人かで決めてしまうという形になれば、これはこれでまた問題があるのかなと。それはもう、臨機応変じゃなくて1時間ぐらい出てきて、議会の中で詰めるという作業が必要じゃないかなと。

議会BCPということをやろうのであれば、その辺はしていかないと、本当に確かに地元の隣のおばちゃんが死にかけているのに出ていくというのは、本当に大変なことだと思うんです。でも本当に、そういうこともひっくるめて普段から、もしそういうことが起こったら、僕やったら隣の年の下の子に、今議長しているからこんな起こったら頼むでとかというよ

うなことというか、皆さん頼めないかなというように思ってるんです。この辺はどうなのか、一遍またその辺も考えていただいて、ただ、ほんまにBCPつくるとなったら、いやいや、もう臨機応変にやっていくというんやったら、このBCPの意味がないと思っています。

ただ、本当にこれ、うまいことつくってもらったのは、赤枠で書いたところを読めば、行動が大体分かるということもあるんですけど、その辺どうなのか一遍話し合っしてほしいなと思います。

○遠山委員長 氏原副委員長。

○氏原副委員長 氏原でございます。

まず皆さん、念頭に置いてほしいんですけども、上牧町職員は公務員で住民の安全、安心を守るというのが第一にあります。そして、我々議員は特別公務員として職、そして住民の方から信託を受けてやらせてもらっています。その特別公務員って、私も大阪市におったときには、当然こういった動員表というのがありまして、震度何ぼになったら、これだけの人間出なさいよと。それは、どんなことがあっても行くという使命感がありました。阪神・淡路大震災のときも、電車は止まりましたけどもタクシーで行きましたし、東日本大震災のときには応援にも行きました。そういった使命感を持ってやってきました。私も自治会のほうは今現在、副会長に就いておりますけども、皆さん私の立場を分かっております、会議があるときにも、今度議会のほうであるというたらそっちのほうを優先させていただいております。

今は、会長は遠慮させてもらっていますけども、私がもし会長になった場合でしたら、そういった自治会体制をきっちり取っていきたいと考えております。会長不在のときには副会長がその任に当たるというのはどこでも一緒だと思いますので、そういった指示体制を取っていければ。ただ人は情がありますから、どうしてもほんまに後ろ髪引かれるような形で行かなければならないということも、私もありましたけども、そこは公務という立場上、必要最低限ではないかなと思って、皆さんおっしゃるように、ここはきっと議論になるというのは私は思っておりました。こういうふうに議論できるというのもよいことだと思っていますので、それにもしも出ていかな、議会のほう行かなあかんというときには、自分のいる自治会の体制をきっちり取っていただきたいと考えております。

以上です。

○遠山委員長 ありがとうございます。何かご意見ある方いらっしゃいませんか。

竹之内委員。

○竹之内委員 竹之内です。

それぞれ意見聞かせていただきました。私自身も3丁目のほうで副会長をやっておりまして、会長が結構年配で、いざとなったら動いてくれよみたいなイメージがあるので、でも今、皆様のご意見、特に最後の氏原委員の副委員長の方の意見を頂きまして、次回に話し合おうというところで、今、どんなことを話し合おうかというところを議題を入れておりますので、この件に関しましてはしっかり省みまして、自分の立場を今自覚しながら、皆さんに理解していただく。大事なのは、誰が動いてどうするという、その構築がしっかり大事なかなと思うので、今、自覚しましたので、もう一度持ち帰りまして、しっかりと話し合いの場で議論させていただきます。

参考までに、ありがとうございました。

○遠山委員長 何かご意見ございませんか。

康村委員。

○康村委員 今、問題になっているところなんですけれども、本当にこれ、悩ましい問題でして、私は片岡台2丁目という大字なんですけれども、周りに比べますと世帯数が少ないんです。片岡台3丁目も200何ぼぐらいしかなくて、うちは170を切っているような状況で、なかなか役員も順番制で回ってきますけれども、高齢化の問題が顕著になってきております。そんな中で、自治会長が抜けるというのは、本当に自治会が機能しないと私は考えています。

必ず自治会というのは人命救助第一やということを口酸っぱく私は申し上げていますので、ここで、このBCPはいいんですよ。ただし、この6番目、2ページ目の6番の議会の体制というところで、①の議会災害対策会議の設置基準、ここの真ん中ぐらいのところ、速やかに上牧町議会災害対策会議を設置すると、ここの文言を変えていただいて、簡単には災害対策会議を開催しないというふうな縛りをちょっとは入れていただきたいと思います。開催されない限り招集はあり得ないので、正直、まず人命救助のほうに行きますので、招集がかかろうが、私は議運の委員ですので来られるはずがないです。人間としても僕は無理だと思っていますので、その辺だけは考えていただきたいと思います。

○遠山委員長 ご意見ございませんか。

服部委員。

○服部委員 今、康村委員がおっしゃったところなんですけれども、私はこの案に、速やかに立ち上げるというこの文章でいいと思います。

今おっしゃった構成委員の中で、議長、副議長、議会運営委員というのを読み解きますと、

2人、議会運営委員が6名、8人います。8人の中で、上牧町全体が災害に遭ったときに、全部が全部大変な状況に置かれるということはないと思うので、この中で、残った者でも立ち上げる行動に、この案のとおり動いたらいいというふうに考えております。また、この中で構成委員、議会運営委員会というくくりで終わらずに、議会議員全員が補佐して、こういう形で、BCPという形で、つくったものを進めていけばいいというふうに考えております。私の意見はそうです。

○遠山委員長 康村委員。

○康村委員 今回の意見なんですけれども、その前に委員長がおっしゃいましたように、ここで規定されますと、招集された場合は、議員は参加しなあかんというふうに決まっているんですね。そうすると、先ほど言いましたように、私は行けるはずがないと思っていますので、その場合に僕自身が悩みますので、だから開催というのはもちろん議長とか副議長、ほかの議員らが集まってやるんでしょうけれども、そう簡単に議員は集まれという指示が出た場合に、私自身が今度困っちゃうというんですか。議員としての使命として出ていかなあかんのに行けないような状況を私は今想定していますけど、その辺、委員長、どのようにしていただけるのか、皆さんの意見を本当に聞きたいです。

○遠山委員長 私の意見というわけでもないんですけども、参考事例ということで、いろいろ議論があるんですけど、ただ1つだけ言えるのは、対策会議は速やかに開催をすることは服部委員言われたとおりするべきだと思います。

そういう中で、そのメンバーがどうやって集まるかということの問題で、話がそれるんですけども、明和町というところが、津波の対策があって私、議長やっているときに行ったんですけども、そこはこれと一緒に政治倫理条例も開設してるんです。どうするかというと、そこで明確に規定するのは、正副議長は自治会の役員をやってはならないと書いてあるんです。というのはなぜかというと、康村委員言われたとおり、自治会の活動が基本、大前提なんです。一番大事にしなきゃいけないんです。だからそこに行かなきゃいけないから、そういう方たちを議長、副議長にしたらここに来なきゃいけないから。ですから、行けないではなくて、でしたら自治会の役員をやってほしいという中で、対策会議長になる議長と副議長は自治会の役員にならないということで、明和町はそれを規定しているんです。

このBCPに置き換えると、対策会議の会議員については来なければいけないと書いてあるから、それを全部縛ると、今言った8人縛るのは少し難しいのではないかなと。だから、少なくとも会議長と副会議長の正副議長はやはり速やかに集まらなければいけないのではな

いかなということ、そこの2名に絞ったらどうかなということでは思っていたりします。

康村委員が言われるとおり、自治会の行動が基本、大前提です。それを否定するものではなくて、そこに悩まれる議員の方がいらっしゃったら、私は自治会に行くべきだと思うし、それが、この行動基本に書いてあるとおりなんです。ただ、対策会議のメンバーについては来なきゃいけないということなので、なので自治会を重視しなければいけない立場の方は、対策会議のメンバーに入らなければいいんですというのがこの計画なんです。という趣旨で理解いただいて、議論を進めていきたいと思うんですが、いかがですか。

牧浦議長。

○**牧浦議長** 本当にそういう人数、くくりあるけども、この中では被災する人も出てくるんですよ。それで、僕も議長会でこの話をしたんですけども、さっきの明和町の話みたいなのがあって、そういう人たちは自治会長になってはいけないというようなくくりが確かにありました。だから、そうでもしないと、議会のBCPというのはなかなかできないのかなと。

もう康村委員のところを見てたら、ほんまにびっくりするほど高齢のお年寄りが多いんですよ。自然必然的にここに回ってきたというような状況の中で、これはもう本当にどうしたらいいのかなというのは僕も頭を痛めていたところなんですけども、この議会BCPというところであれば、これはもう自治会で、康村委員は被災があったときも出ていかなあかんということをそもそも決めてもらうと。それやったら僕は自治会長持つよという形にしてもらえないのかなというように感じるんですが、それも、ほかの人も一緒やと思います。災害時は議員として、対策で一遍役場へ上がらなあかん。そのときに誰かやってくれないかということ、それであれば私、自治会長やりますという形というのはできないのかなというように感じますけども、それはどうでしょうか。

○**遠山委員長** 自治会の役割とか自治会の約束事をここで決めるのは難しいかなとは思ってますけども、例えば、私も私のいる自治会で改選になって、来年、くじなんですけど、自治会長になったら、逆に考え方としたらこの計画があったら、議長、副議長はできないという判断なんです。あえて言うと、明和町はそれを規則で縛っているんですけど。でも、そこまでする必要も僕はの上牧町議会はないかなと。それはご自身の判断で、自治会長やっても、議長になったら自治会のことを副会長に任せて私は上がれるという人は議長になっていいと思っているんです。

だから、そこは規則で否定するわけではないけども、ただこの行動指針として、やはり災害対策会議が速やかに収集された暁に集まらなきゃいけないときには集まるメンバーという

のはある程度決めなければいけない。決めた中でそれが議長、副議長と議運のメンバー全員だとすると、かなり人数的に難しいものがあるようでしたら、それでも会議長、副会議長である議長と副議長についてはそうするというふうに、皆さんで意見を。そこを自治会の権能まですると話が大きくなってしまいますので、そこについて皆さんの意見を伺ってここは決めたいと思うんですが、いかがでしょう。

意見がないようでしたらこの案で、議運のメンバーまで対策会議長、会議員にするのでよろしいですか。議会の意見として、要は議長、副議長と議運のメンバーについては、対策会議が招集されたら、自治会の役割を一旦ストップして、ここに参集するという計画で異議なしですか。

服部委員。

○服部委員　そういうことでしたら、議長、副議長という枠、議運の委員というメンバーというのは取っ払って、この対策会議長、副会議長というのを特別委員会をつくるような感じで作っておくというのはどうでしょう。そういう形にすれば、議長、副議長を引き受けたときに、そういう今、遠山委員長が言ったようなことは起きてきませんので、この12人の中で、まず議長、副議長決まって、あとはその2人は対策委員長になれへんということで決めておいて、ほかの中から、対策委員会の委員長、副委員長という形で作っていった形がいいんじゃないでしょうか。

○遠山委員長　今、服部委員の意見は、議長と副議長は逆に対策会議の会議長と副議長になるべきではないという、別に決めたほうが良いという、そういうご意見ということでよろしいですか。これに対して皆さんどうですか、ご意見。

康村委員。

○康村委員　それで賛成です。本当になかなかいい案だと思います。正直、議員が自治会長になる大字はこれからも増えるんじゃないかとはっきり思っていますので、その対応としても今の意見がいいんじゃないかと思っています。

○遠山委員長　逆に、分からないですけど、いずれなるかもしれない対策会議長は、逆に自治会の役員はできないと。そっちはそっちの縛りで生きているんですね。それをなぜそちら側に振るのかというのは、それについてはどう思われますか。

ですから、議長、副議長が対策会議の長と副にならない。別に決めとくというご意見だと思います。その方たちは逆に自治会の役員ができないことになりますよね。それについてはどう思われますか。

服部委員。

○服部委員 この場合は議会ですので、議会議長、副議長はならないというような話は出てきます。そして、あと残った10名の中で対策委員会の中に入って、その中において、その中で自治会長なり副会長をしている方は、そこにその場で私はこういう理由で自治会の副会長をしていますということを言って引き受けるのを辞退するというのもできると思いますので、その自治会の運営に対しても、そういう今私が言ったような議長、副議長を入れないというようなことをその場でほかの委員の方がその10人の中の立場の委員の方が申し添えてBCPの委員長、副委員長にならないということで話をすればいいんじゃないでしょうか。

○遠山委員長 分かりました。その話し合いというのはいつ設けるかという、発災後ですか。どんな感じでしょうか。

服部委員。

○服部委員 今この場ででも結構ですし、発災後では遅いので、この要綱の中で決めておくということで考えればいいんじゃないでしょうか。

○遠山委員長 今、まとまりました。今の確認ですけども、この案はそういうふうに別に決めるのではなくて、対策会議というのは、議会の大事なトップであり、副でもあるので、議長、副議長がやるべきだという案なんですね。私、いろいろなところのBCP見ましたけれども、そうじゃない計画は正直ないです。全て議長、副議長です。でも、上牧町については、自治会の役員云々もあるので、別なところに設けたほうがいいのかというご意見だったと思うんですけど、それについては皆さんに諮りたいと思いますが。

竹中委員。

○竹中委員 話を元に戻すようですけども、いざというときの議会の行動を決めるわけですから、議長と副議長がこのリーダーにならない、前もって外しておくというのは、これは本末転倒な意見ではないかなというふうに思いますので、そういうときも議長や副議長がリーダーになってもらいますけれども、困らないような何らかのアイデアがあるんだったらここで話し合ったらいいと思うんですけども、前もって外しておく、自治会長とかせなあかんからみたいな形で議論が進んでいくことには僕は反対です。

○遠山委員長 では、もしよかったら石丸委員、ご意見あれば。

○石丸委員 石丸です。

今の対策会議の設置ということで議論になっていますけど、町が対策本部を設置したら、速やかに議会としても対策本部を設置するというのは、そのとおりのやと思います。それで、

ここの案のとおり、対策会議の会議長は議長で、副会長は副議長というのはしっかり決めておかないと、別にするというのであれば、自治会の役員が決まった、毎年変わる場所もありますし、それを見てから議会が対応するというのでは、本当に本末転倒だと思います。

取りあえずこういう形で決めておかないと、このBCPの計画は一応計画ですけれども、万が一のときのことであって、必ずしも起こるというものではないものです。こういうことを想定して動くということで、議長、副議長はそれぐらい重い責任がありますということで、ここは明確にしておくべきだと思います。それぞれで自治会長を引き受けるに当たっては、それぞれの個人の判断と自治会での話し合い等もしていただきたいと思っています。

以上です。

○遠山委員長 ありがとうございます。今、ご意見いただきました。

先ほど、氏原委員も言われましたけども、我々は特別職の公務員であって、例えば上牧町の対策本部の本部長は町長なんです。町長が自治会の役員をやるので別な者を本部長にするという概念はないんです。私は、議会は同じ権能だと思っています。皆さん恐らくそうだと思います。議長、副議長というのは、上牧町でいう町長と副町長に準ずる立場、それ以上とも言わないですけども、だと思っているので、やはり災害時の発災時のときには、先頭に立って動くのは議長と副議長であるべきではないかなということで、皆さん、異論ももちろんあるかもしれないですが、という中で自治会での権能を重視する方というのはもちろんいらっしゃるし、先ほど言いました人が少ない、やらなきゃいけないという方は、それを否定するわけでは決してなくて、そこをまず重視しなきゃいけない。ただ、それと一方で、対策会議の長になるときはそれはかなわないので、そのあたりはご配慮いただきたいというような内容になっているかなと思うんですけど、これに対して何かご意見とか異論ありますか。どうでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○遠山委員長 なければ、少し絞っていきたいと思います。この対策会議の設置ということで、構成員については、今一定のご理解といたしますか、あと構成員については、議長、副議長が対策会議長、副対策会議長になるということで、議運のメンバーについては議論が残るところもあると思いますので、1つの提案ですが、次のページの(2)のポチの7つ目、対策会議の議員はというところは、対策会議の対策会議長及び副対策会議長はというふうに少し絞った形にしたいということで提案をしたいと思いますが。なので、すなわち対策会議の会議長、副対策会議長は、対策会議が設置された場合は上記にかかわらず対策会議の任務に当た

り、議員の皆さんの行動指針をしっかりと定めるという形で、対策会議のメンバーは議運のメンバーがするけれども、その中には当然消防団員の方、自治会の役員の方もいらっしゃると思うから、そっちは重視してくださいという形で補充をしていく。そうすれば、一定の人数は集まって、対策会議がうまく進むのではないかなということ、計画案から改正するんですけど、計画案をつくられた氏原副委員長、それでどうでしょう。

○氏原副委員長 いろんな意見が出ていいと思っておりますので、同意します。

○遠山委員長 ということで、この計画案について今の部分を一部改正した中で、これをまとめたいと思いますが、皆さん、いかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○遠山委員長 ありがとうございます。では、この上牧町議会業務継続計画、この議会改革特別委員会で議論いただいた内容については、この案を一部修正した中で、議長のほうに本日付で議会改革委員会から答申という形で出させていただきます。ほぼほぼ皆さん議運のメンバーなんですけども、それでこの議会の業務継続計画が今度は上牧町の地域防災計画、上牧町の業務継続計画とどういうふうにリンクをさせていくのかというのは、議長のほうで担当課とうまく調整を図りながらこれをより実効性のあるものに確定をしていくと。もちろん、私たちはこうしましたけども、上牧町の地域防災計画、BCPの中で、いやいや、それは対策会議の人たちみんな来てもらわな困るよと言われるようだったら、またそれは戻していただくということを議長にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○牧浦議長 了解いたしました。

そうしたらあと2つだけ、よろしいですか。もうこれで今の話は終わりじゃないですか。

あと聞きたいところが2つありまして、よろしいですか。

○遠山委員長 このBCPに関して。

○牧浦議長 BCPに関して。

○遠山委員長 どうぞ。牧浦議長。

○牧浦議長 1つは安否確認。ここの中にはあらゆる通信機器を活用できる体制と。これは主にどういうことを考えておられるのか聞きたいのと、さっきも言っていたように、議員不在地区についてはどういう具合にしようかという案があれば、この中でやっておいてもらったほうが、今のままでは一人一人はこうしたい、ああしたいと思っているんですけども、みんなの意見を出してきてよい方法というのを探っていきたいと思ってるんですけども、その辺、委員長お願いできないでしょうか。

○遠山委員長 かしこまりました。では、このあらゆる通信機器というのはどういうものを指しているかについては、案をつくっていただいた氏原副委員長にお話をするとしまして、その後、議員不在自治会の取扱いについては戻していただいて、この委員会でもう1回議論するようにします。

氏原副委員長、お願いします。

○氏原副委員長 氏原でございます。

あらゆる通信機器というのは、東日本大震災でありましたように、まずは今、皆さん持っています携帯電話、スマートフォン。スマートフォンには何が要るか。電源が要ります。アンテナも要ります。アンテナが崩れたところには、ソフトバンクのほうは、アンテナというかその機器を人が背負って、そこに行ってじっとしているというふうな体制もありました。ほかの携帯会社のほうは独自でもう車を持っていますけども、災害が起きたときには車が走れません。それでソフトバンクのほうは人力で、自分がアンテナになっていったと。

そして、町にも求めていかな駄目なのは、まずは電源確保です。アンテナ、発信するのにも電源が要ります。そしてまた総務省は動いていますけども、災害に備えて各携帯会社のほうには災害に強い電波を供給できるようにと、そういった部分も入ってきます。

まずは上牧町としてやらなければならないのは、避難所に対しての電源の供給。体育館については、災害時、ガスのほうで冷暖房も効きますし、電気のほうも発電できる体制を取っていております。まだまだほかの市町村については体育館の整備ができていないところもあります。上牧町は優秀なことに、体育館については補助金を使ってどんどんいっております。

あとは、自治会に関してなんですけど、これは参考にして入れさせてもらっていた部分であって、皆さんそれぞれ自治会の会員でございます。そういった部分で、自治会のほうに、できれば皆さん、こういった議会のBCPができました。中ではこうなっています。また、自治会によっては、自分のところ独自でBCP、事業継続計画をつくっているところもございます。そういった先進的な部分もあります。そういった部分を今後、自治会のほうで災害が起きたときには当然会長が主になるであろうと思います。ただ、会長が不在のときには、当然副会長なり総務のほうなりがありますので、そういった体制もしっかり取っていただきたく、参考としてしました。

自治会に議員がないから駄目だというわけではございません。このように載せさせてもらったのは、皆さんに考えてもらいたいという思いで載せさせてもらったのと、そして私は

長年公務員としてやってきましたけども、よく先輩とかに言われたのが、まず後輩を育てなさいと、自分以上の人材に育てなさいと言われたのをずっと覚えております。ですから、自治会の会長であられる方は次の会長を育てるという思いでいろんな経験、知識をお伝えしていただければいいなと考えております。

以上です。

○遠山委員長 では、続きまして、議員不在の自治会の取扱いについては、先ほど冒頭で案をつくっていただいた氏原副委員長が意見具申、どういう皆さんの意見を募りたいという話がありましたので、そこについては今から議論をしていきたいと思いますが、大きく分けて2つの、どうでしょうかといってもなかなか決まらないので、イメージ的には2つパターンあると思います。

1つは前もって決めておく。もう1つは前もってあえて決めないというほうだと思うんです。前もって決める場合というのは、例えば空いているところです。例えば私ですと、竹中委員と一緒に葛城台という大字にいますので、例えば私は三軒屋にしようとかという形で前もって決めておくという案があると思うんですが、私、ここで1つ投げかけです。提案ですけども、私は逆に決めなくていいと思っています。むしろ言うと、自治会という枠も外したいと思っています。なぜかという、ご承知のとおり議会というのは全体の奉仕者であって、例えば、もちろん葛城台に住んでいるからだけでも、三軒屋のことを知らないという議員さん誰もいらっしゃらないと思うので、その中で私はこの対策会議にそれは権限を委ねてもいいのではないかなと。例えば今見たときに、仮に服部台が大変なことになっているときに、申し訳ないけど、上村議員、服部台へ行ってくださいということを対策会議で決めるということで、自治会の割り振りについては対策会議の権能に委ねる。結果、前もって決めなくていいんじゃないかということ私は提案をしたいというふうに思うんですが、それについて、いやいや前もって決めといたほうがいいのかという意見も当然あるでしょうし、そのあたりについて話をもみたいと思いますが、ご意見いかがでしょう。

氏原副委員長。

○氏原副委員長 氏原でございます。

私は参考として入れたのは、これは事前ではなしに事後ということで、それぞれ自分の自治会内はやはり細かく知っております。ただ、ほかのところって分かりませんよね。そういったときに、先ほど委員長がおっしゃられたように、服部台の地形に詳しいのは誰だとか、そういった部分として、参考として入れているんですけども、ただこの議会BCPの中に参

考としてこれを入れるべきかというのは、僕は入れないというふうに僕は思っているんです。そうなればこれ、選挙のたびに変わってしまうし、毎年議席番号も変わってしまいますので、これは本当に参考として、これが正式になる場合には、これは抜く考えでおります。

以上です。

○**遠山委員長** ありがとうございます。例えばここに、議員名簿につきましてはホームページをご参照くださいとか、そういう形でもいいのかなというふうに思ったりしますし、そのあたりで参考程度という意味で、というのはなぜかといいますと、議席番号は変わりますし、例えば議長が、今牧浦議長がされていて、発災が起きたときに対策会議に来なければいけない。となると、南上牧ってありますけど、南上牧に議員が不在なのと同等の扱いになる。そのときは松里園の議員が行くとか、松里園の方が議運の委員だったら、葛城台から行くとか、桜ヶ丘から行くということは対策会議で決めればいいのかないかなというご意見だと思いますが、ご意見ありがとうございます。

ほかに何かご意見ありますか。

服部委員。

○**服部委員** 委員長がおっしゃった、対策会議で決めて議員を派遣すると。議員はそこへ行って何をするんですか。

○**遠山委員長** ご意見ありがとうございます。

まず、議員の基本行動というところにありまして、基本的には議員というのは、その地域がどうなっているかという情報収集をするという役割を担っているんです。そこで地域の活動をする。もちろん、そこには当然自治会長さんもいらっしゃる中で、その議会の対策会議に情報を集める役割を担うというのが、見てのとおり、上牧町の業務継続計画の議会の役割にあるじゃないですか、この1枚目の2番目のところ。地域の防災状況や被災者の要望を踏まえ、適時町に対して提言を行うというのが議会の役割。それに対する意見を収集する仕事というのが議会の発災時の役割かなというふうに考えていますという計画になっています。

服部委員。

○**服部委員** 分かりました。24か所あるので、一人一人が1つというような感じでは無理なので、まず私のように消防団員もしてまして、服部台並びに滝川台、北上牧、南上牧、五軒屋。第2分団第1分隊の管轄範囲内は大体分かっておりますので、そういう形で決めたらいいんじゃないでしょうか。

○**遠山委員長** ありがとうございます。大変頼もしいご意見で、おっしゃるとおりで、なので

恐らく発災になったときに、仮にといって発災になる場所を特定するのはこの委員会でふさわしくないのであえて避けますけども、なったときに、議員の中で服部委員は消防団であそこ詳しいから服部委員に行ってもらおうよということを対策会議で決めてお願いをするという形になる。いやいや、今、服部議員が自治会活動で難しいよという話であれば、違う誰かいらっしやらないかなということをするのを対策会議で決めるというふうに決めるべきで、あえて今の段階で誰がどこの自治会担当までは決めなくていいんじゃないかなというご意見で賛同いただいているかなと思うんですが、それでよろしいですか。

氏原副委員長。

○氏原副委員長 氏原でございます。

まず皆さん、災害が起きたときに、携帯電話がもしも使えなくなった場合も考えられます。各自治会の公民館なりには防災無線がありますので、防災無線は電気が供給されなくてもつながるように常時充電もしております。

それはもう上牧町の対策本部から各自治会のほうには防災無線で行きます。そのときに、おったときに議員参集とかという案内も発報されるかもしれませんが、携帯電話がもしもつながれない場合は、各自治会のほうに参集は必要だと考えております。そして、あとは水の供給とかそういった部分も各体制が整った場合には水の供給も各自治会のほうにまず行きますという、この前都市環境部長も答弁でありましたので、自治会は本当に拠点になりますので、まずは一旦役場に集まったとしても、さっき服部議員がおっしゃったように、服部さん、消防団員ですので行ってくださいという対策のトップから対策会議長から言われる場合も思っておいてもらったほうがいいと思います。

以上です。

○遠山委員長 ありがとうございます。

服部委員。

○服部委員 氏原委員の発言の補足なんですけども、自治会の会長が防災無線を持っておりまして、自治会館とかには置いていません。米山は置いているかもわかりませんが、町としては災害が起きたときに会長の手元に防災無線があるようにという形で各自治会の会長に伝達があり、次の会長にまた引き継いでいくという形で、会長宅にずっと置いてあります。また、消防団の乗っている消防車にも防災無線が積んでおりまして、8台にそれが載っております。それは同じ防災無線なのでつながります。そういうことです。

○遠山委員長 氏原副委員長。

○氏原副委員長　そうです。訂正いたします。

米山自治会はほかに無線機4台を持っていて、毎年近畿部局のほうに手数料なり払ってやっております。それと勘違いしてございまして、各会長のほうに、自宅のほうにございます。

○遠山委員長　ありがとうございました。

ほかにご意見ないでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○遠山委員長　なければ少しまとめたと思います。この議会の業務継続計画につきましては、先ほどありましたけれども、対策会議で参集しなければいけないのは議長、副議長とするというイメージと、この参考のところについては、議員名簿についてはホームページを参照のこととすると。ご承知のとおり、それぞれの対応については、対策会議で迅速に自治会の割り振りをしたりすることで対応していきたいというふうに思います。ということで、これをまとめたと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○遠山委員長　今のお話を聞きますと、自治会長宅に私、防災無線があるというのは存じませんで、だとするとなおさら自治会長の役割というのはすごい大きいので、その方が議会のこの対策会議の長に来るのはすごい難しいことではないかなということがすごいよく分かりましたので、貴重な情報ありがとうございました。

以上で上牧町議会の業務継続計画については案を修正の上答申という形で、今日議長のほうに私のほうから届けたいと思いますので、その後議会としてこれをどういうふうに案を取っていくのかということを経長のほうにお願いをしたいと思いますので、以上になります。

ということで、その他になりますが、何かありますか。

議会事務局長。

○金崎議会事務局長　前段で委員長のほうから研修費の要綱についての流れ、ご説明させていただきましたが、要綱の案の第10条の規定では、私、最初に議運で諮ったのちに全協で承認という形でご発言させていただきましたが、要綱では議運で審議の上決定し、全協において報告という形で要綱のほうを案出しておりますので、私の最初の発言について訂正させていただきます。

以上です。

○遠山委員長　ありがとうございました。

今の内容を整頓しますと、委員研修費をホームページで公開する第9条を入れる改正というのは、その要綱の規定によりまして、先ほどは議運で諮って全協で決めるというふうに来ましたけど、そうではなくて、議運で決定をします。その後、全協に報告をするという内容ということで修正を承りましたので、議長、そして議運の委員長にお伝えいただきますようお願いいたします。

○牧浦議長 分かりました。

○遠山委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○遠山委員長 なければ、1つ私ここで提案といいますか、ありまして、その他ということで、議会改革の一環ということで、次の議会改革の議題を何にするかというところなんですが、第1回の冒頭で皆様から様々な意見があった中の1つで、これはたしか康村委員から提案を頂いたもので、議員定数、そして議員報酬についてというところの込み入った議論になるとと思いますが、これについては、この委員会ですぐに決められるわけではないんですが、皆様の意見を募りながら、どういった方向性がいいのかというのは、ご承知のように2年後には私たち、改選を控えているので、これを決めるとなったら、改選のときだと思うんですね。なので、この時期から議論をしていかなければいけないと思うので、次にこの議題をしていきたいと思いますが、皆さんよろしいですか。ほかに何か、これを議論したいということがありましたら。

(「なし」と言う者あり)

○遠山委員長 それを主にしたいのと、あと全く別件なんですが、これは1つの私の提案で、せっかくここで議会改革という委員会をやっているんで、住民との対話という意味での議会の在り方ということも次のときにもう1つの問題提起をしたいと思っています。ご承知のとおり、議会の基本条例の第5条の第3項に町民と議会との関係ということで、議会は「町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める」とあるんです。ご案内のとおり、これから公共施設の再編等で様々な住民の方からいろんな意見提案があると思います。前回は実はありましたけども、これを積極的に議会として受けるような体制づくりといえますか、意識というのが大変必要だと思っていますので、そのあたりをどういった形で議会として受け入れるべきなのかということも併せてこれから議論をしていきたいと思うので、どういう議論になるか分からないですが、次の議会改革委員会等で、住民の意見、住民との対話というものに対してどう考えているかということも次の議題の1個にしていきたいと思

いますので、お含みおきください。

以上でよろしいでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

○遠山委員長 なければ、以上をもちまして第4回議会改革特別委員会を閉会したいと思います。長時間にわたりまして闊達なご意見をありがとうございました。

閉会 午前11時13分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

議会改革特別委員長 遠山健太郎